

社会福祉法人大田幸陽会

求職者等に対するハラスメントの防止に関する基本方針

社会福祉法人大田幸陽会（以下、「当法人」という）は、障害のある人もない人も、共に暮らし、共に働く地域社会の拠点としての役割を果たすため、多様な人材が安心して求職活動を行える環境を維持するために、厚生労働省の指針に基づき、求職者等に対するハラスメントの防止に関する基本方針を以下の通り定めます。

1. 基本的な考え方

当法人は、すべての人が尊重され、安全かつ公正に選考を受けられる環境を維持します。一方で、採用選考プロセスにおけるハラスメント（優位的な立場を利用し、求職者等に不利益や不快感を与える行為）は、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、健全な社会形成を妨げる重大な人権侵害であると認識しています。当法人では、法人職員による求職者等に対するハラスメントを一切容認しません。

2. 対象となる方

本方針は、以下のすべての方（以下、「求職者等」という）を対象とします。

- ・当法人の採用選考に応募された方
- ・就業体験・インターンシップ参加者
- ・内定者
- ・その他、教育課程の一環として実務経験を積む実習生等

3. 適用範囲

面接会場だけでなく、電話、メール、SNS、オンライン面接、法人説明会、インターンシップなど、当法人の業務に関するあらゆる場面に適用します。

4. 禁止行為

当法人は、求職者等に対して以下の言動を行うことを固く禁止します。

(1) セクシャルハラスメント

- ・性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言（交際相手の有無、結婚・出産の予定など）
- ・不必要な身体への接触
- ・性的な言動への拒否や対応を理由に、選考結果を左右するような示唆
- ・採用の見返りに食事や交際、性的関係を迫る等の行為

- (2) パワーハラスメント
 - ・ 脅迫、名誉棄損、侮辱、ひどい暴言、執拗な非難、威圧的な行為
 - ・ 他社への内定辞退を強要したり、選考の辞退を妨害したりする行為
 - ・ 採用権限を背景に、不適切な個人的要求に応じさせる行為
- (3) 差別的な言動・プライバシーの侵害
 - ・ 出身地、信条、宗教、人種、障害、性的志向、性自認（LGBTQ+等）に関する差別的な発言
 - ・ 選考に関係のない個人情報（家族の職業、資産状況など）を執拗に聞き出す行為
- (4) 連絡手段の指定
 - ・ 連絡は原則として業務用電話、業務用メールアドレス、法人が管理するアプリケーション、または法人が契約する採用サイト等を使用し、法人職員個人の SNS や連絡先の交換及び使用は禁止します。

5. 対応方針

(1) 相談窓口の設置

求職者等の皆様からの相談を受け付ける窓口を設置します。選考過程においてハラスメントに該当する疑いがあると感じた場合は、遠慮なくご相談ください。相談したことを理由に、選考の合否等において不利益な取り扱いをすることは一切ありません。

(2) 迅速かつ厳正な対処

相談があった場合は、迅速かつ正確に事実関係の確認を行います。事実が確認された場合は、法人は行為者に対し就業規則に基づき厳正に対処します。

(3) 相談者の保護

相談者のプライバシー及び名誉を保護するために必要な措置を講じます。ご相談いただいた内容や個人情報は、相談者本人の同意なく行為者等へ開示することは一切ありません。

また、事案の解決及び事実関係の確認に必要な範囲でのみ慎重に取り扱い、本人の意向を尊重して対応いたします。

6. 相談窓口

社会福祉法人大田幸陽会 ハラスメント相談窓口（平日 8:30～17:15）

電話 03-3745-0808

問い合わせフォーム <https://ota-koyokai.or.jp/contact>

令和8年7月1日

社会福祉法人大田幸陽会